

最高裁秘書第3352号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（情）答申第37号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第69号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年2月26日（令和6年度（情）諮詢第69号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（情）答申第37号）

件名：松山地方裁判所における職員配置表の一部不開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

松山地裁の職員配置表（支部及び簡裁を含む。）（最新版）の開示の申出に対し、松山地方裁判所長が、職員配置表（令和6年12月3日現在）（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、本件対象文書中の別紙記載の各部分（以下「本件是正部分1」という。）及び総務課の欄の2行目に記載された職員の役職のうち一部（以下「本件是正部分2」という。）を不開示とした部分を除き妥当であるが、本件是正部分1及び本件是正部分2は開示すべきである。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、松山地方裁判所長が令和7年1月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

各執務室等の配置、形状、規模及び配席に関する情報（以下「配席等情報」という。）が不開示情報に当たる（令和6年度（情）答申第25号（以下「別件答申」という。）参照）としても、本件対象文書の不開示部分は配席等情報ではないから、不開示情報ではないといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書には、松山地方裁判所（支部及び簡裁を含む。）に所属する職員の所属、職名及び氏名等が記載されており、これら情報は、職員ごとに一

体として個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）に相当する。このうち国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されている情報については、法5条1号ただし書イに該当することから開示したが、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないことから不開示とした。

2 これに対し、苦情申出人は、別件答申を指摘した上、本件対象文書の不開示部分は、別件答申の例で不開示とした配席等情報ではないから、不開示情報ではない旨主張する。しかし、本件において不開示とした情報及び不開示とした理由は、1のとおりであり、別件答申で問題となった不開示情報とは、内容も不開示とした理由もそもそも異なるものである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月5日 審議
- ⑤ 同年10月3日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、松山地方裁判所に所属する職員の氏名、職名、所属する部署名等及び雇用形態等が記載されている。これらの情報は、職員ごとに一体となる個人識別情報（法5条1号）であると認められる。そして、最高裁判所事務総長は、本件不開示部分について、職員録に掲載されている情報は同号ただし書イに該当し、その余の情報は同号ただし書イに該当しない旨説明する。

(1) そこで検討すると、職員録が一般に広く販売されている事実に照らせば、

個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されている職員（以下「掲載職員」という。）の氏名部分は、同号ただし書イに相当するといえる。また、掲載職員の職名又は所属する部署名等（職名から認定可能な場合を含む。）も、職員録に掲載されている場合には、掲載されている限りで、同号ただし書イにより開示すべきである。一方で、掲載職員の個人識別情報のうち、職員録に掲載されていない情報については、基本的には同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、同号により不開示とするのが相当である。

他方、職員ごとに一体となる個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されていない職員については、その他の方法で氏名が公表されている事実も認められない以上、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、氏名部分を不開示とするのが相当である。この場合、氏名以外の部分については、取扱要綱記第3の2に基づき、公にしても、権利利益を侵害するおそれがないと認められる部分については開示するのが相当である。

さらに、雇用形態等の情報については、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められないことから、他の部分の開示又は不開示にかかわらず、不開示にするのが相当である。

(2) これを本件について見ると、本件是正部分1はいずれも部署名の記載であるが、そのうち別紙記載1は、同部署に所属する掲載職員の職員録に掲載された職名の中に、当該部署名がいずれも含まれており、職員録に掲載されている情報として開示するのが相当である。また、本件是正部分1のうち、別紙記載1を除くものは、所属職員に掲載職員を含まない部署名であって、取扱要綱記第3の2に基づく部分開示として、いずれも開示するのが相当である。

さらに、原判断においては、総務課の欄の2行目に記載された職員の役職のうち一部（本件是正部分2）が不開示とされているが、当該記載は職員録に掲載されていることが認められたため、開示するのが相当である。

その余の情報については、上記のとおり法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められないため、不開示とするのが相当である。

2 これに対し、苦情申出人は、別件答申の存在を指摘した上、本件不開示部分は、別件答申の例で不開示とした配席等情報ではないから、不開示情報ではない旨主張するが、別件答申の例で不開示とされた配席等情報と、本件不開示部分の情報は、内容も不開示とされた理由も異なるものであり、上記主張は上記結論を左右するものではない。

3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち、本件是正部分1及び本件是正部分2を除いたものは法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるので妥当であるが、本件是正部分1及び本件是正部分2は開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神裕

別紙

- 1 左から1列目に記載された部署名（所属）のうち、上から3番目に記載されたもの
- 2 左から2列目に記載された部署名（所属）のうち、上から5番目に記載されたもの
- 3 左から3列目に記載された部署名（所属）のうち、上から1番目に記載されたもの
- 4 左から3列目に記載された部署名（所属）のうち、上から9番目（下から1番目）に記載されたもの
- 5 左から4列目に記載された部署名（所属）のうち、上から5番目（下から3番目）に記載されたもの
- 6 左から5列目に記載された部署名（所属）のうち、上から4番目に記載されたもの
- 7 左から5列目に記載された部署名（所属）のうち、上から8番目（下から2番目）に記載されたもの